

公益財団法人 近江兄弟社

訪問看護ステーションヴォーリス

運営規程(介護予防)

第1条 事業の目的及び運営の方針

(目的)

公益財団法人近江兄弟社が開設する訪問看護ステーションヴォーリズ（以下「指定訪問看護ステーション」という）が行う指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。指定訪問看護事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、地域包括支援センター・市町村・他の居宅サービス事業者・その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(運営の方針)

指定居宅サービスに該当する介護予防訪問看護（以下「指定介護予防訪問看護」という）事業は、要支援状態の維持又は改善を図り要介護状態となることを予防し、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すこととする。

第2条 事業所の名称及び所在地

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 訪問看護ステーションヴォーリズ

所在地 近江八幡市北之庄町492番地

第3条 従業者の職種及び員数

(人員に関する基準)

- 1) 指定訪問看護ステーションにおける保健師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という）の員数については、常勤換算方法で2.5人以上とする。また看護職員のうち1名は常勤でなくてはならない。看護職員数については、サービス利用状況や利用者数及び指定介護予防訪問看護事業の業務量を考慮し、適切な員数の人員を確保するものとする。
- 2) 指定訪問看護ステーションの管理者（以下「所長」という）は、管理者としてふさわしいと認められる保健師又は看護師とし、その責務は以下の通りである。
 - ① 当該ステーションの職員の管理及び事業の申し込みに係る調整、適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な配慮をする。
 - ② 当該ステーションの設備、備品等につき衛生的な管理に努め、必要な措置を講じる。
 - ③ 当該ステーションの会計・庶務等の管理に努め、必要な措置を講じる。
 - ④ 業務の状況を必要に応じて理事長に報告するものとする。

3) 看護職員の責務は以下の通りとする。

- ① 介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を作成し、サービスの提供にあたり、その結果の記録、報告を行う。
- ② 資質向上のための研修及びヴォーリス記念病院内で行われる定められた研修には積極的に参加する。

第4条 指定介護予防訪問看護の対象者

指定訪問看護ステーションが行う指定介護予防訪問看護の対象者は、介護保険法に基づき要支援状態に認定され、主治医が必要と認めた者とする。

第5条 指定介護予防訪問看護の内容

1) 利用手続き・内容説明

当該ステーションは、事業の提供に際し、あらかじめ利用申し込み者又は、その家族に対し、利用手続きとその他サービスの提供方法等について説明を行い、同意を得るものとする。

2) 主治医の指示書の交付

当該ステーションは事業の提供に際し、利用申し込み者の主治医が発行する介護予防訪問看護指示書の交付を受けなければならない。

3) 指定訪問看護ステーションが主治医の指示に基づき行う指定介護予防訪問看護の内容は以下の通りとする。

- ①病状や心身の状況の観察・健康相談
- ②排泄についての評価および援助
- ③褥創の予防・評価・処置の援助
- ④生活リハビリテーションおよび療養環境の評価
- ⑤医療処置管理
 - 在宅酸素療法
 - 在宅自己導尿
 - バルンカテーテル留置
 - 人工肛門・人工膀胱の管理
 - 在宅自己注射（インスリン療法） 等
- ⑥服薬の管理
- ⑦社会資源や介護用品の導入に関するアドバイス
- ⑧身体の清潔保持に関するアドバイスおよび援助

第6条 営業日及び営業時間

(営業時間)

指定訪問看護ステーションの営業時間は、月曜日から土曜日まで午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、所長が管理運営上特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(定休日)

指定訪問看護ステーションの定休日は、以下の通りとする。ただし、所長が管理運営上必要と認めたときは、これを変更することができる。

- 1) 日曜日
- 2) 12月29日から翌年1月3日までの日

(24時間対応)

緊急時介護予防訪問看護加算を算定している利用者に対し、緊急用携帯電話の番号を伝え24時間対応体制をとることとする。

第7条 指定介護予防訪問看護の利用料その他の費用の額

(介護予防訪問看護費)

指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料は厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

(介護保険料の滞納がある場合)

介護保険料を滞納されている場合は、負担割合にかかわらず、10割の利用料金額を頂き、その領収金額をサービス提供証明書として発行することとする。

(その他の料金)

- 1) 実費負担金は次の通りとし、消費税込の金額とする。

①死後の処置	14,300円
②外出の同行（訪問看護既利用者）	8,800円 / 1時間

- 2) 次条の通常の事業の実施地域以外の地域において行う指定介護予防訪問看護に要した交通費はその実費を徴収する。自動車を使用した場合の交通費は通常の事業の実施地域を越えた地点から、往復1キロメートル当たり40円（消費税込）とする。

- 3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して文書で明示

した上で利用者の同意を得るものとする。

- 4) 利用者から利用料の支払いを受けた場合には、費用の細目を記載した領収書を交付しなければならない。

第8条 通常の事業の実施地域

近江八幡市・竜王町の区域とする。

第9条 緊急時又は事故発生時の対応

- 1) 看護職員等は、訪問看護利用中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は速やかに主治医に連絡し、その指示に従い迅速かつ適切な処置を行うこととする。
- 2) 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに主治医及び所長（管理者）に報告しなければならない。

第10条 苦情の対応

利用者からの苦情相談の受付窓口担当者は所長が行うこととし、迅速かつ適切に対応しその経過についての記録を整備し必要措置を講じるものとする。また苦情相談窓口として、契約時に市町村窓口、国保連合会を紹介する。

第11条 人権への配慮等

- 1) 利用者の人権の擁護、虐待防止等、身体的拘束等の更なる適正化の推進のため責任者を設置し必要な体制整備を行い、その職務に当たる従業者に対し研修の機会を確保する。
- 2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3) 虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 4) 利用者の生命または身体保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないこととする。
- 5) 緊急やむを得ない場合は、その際の利用者の心身の状態並びに理由等を記載しその記録は5年間保存とする。

第12条 非常災害対策

非常災害発生にも本事業が継続できるよう、地域包括支援センター・市町村・他の居宅サービス事業者・その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携協力体制を構築し、利用者に対し災害時の安心確保を図る。

第13条 損害賠償

利用者に対して、当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、利用者に賠償する。

加入している損害賠償責任を明示する。

第14条 秘密の保持

- 1) 看護師等は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密をもらしてはならない。
- 2) 従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者または家族の個人情報を持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

第15条 その他運営に関する重要事項

この規程に定める事項のほか、訪問看護ステーションの運営に関する重要事項は公益財団法人近江兄弟社との協議に基づいて定めるものとする。

(付則)

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

平成19年	9月	1日	改正
平成19年	12月	1日	改正
平成20年	10月	1日	改正
平成23年	6月27日		改正
平成24年	4月	1日	改正
平成26年	4月	1日	改正
平成27年	4月	1日	改正
平成29年	2月	1日	改正
平成29年	8月	1日	改正
令和 1年	10月	1日	改正
令和 3年	4月	1日	改正
令和 6年	6月	1日	改定